再評価調書(案)

I 事業概要										
事 業 名	交通安全施設等整備事業 (歩道設置工事)									
地区名	一般国道 23号									
事業箇所	蒲郡市三谷町 地内									
事業の あらまし	当該路線は、愛知県豊橋市の国道1号との交点を起点に、愛知県西尾市、名古屋市、三重県四日市市、津市を経由して三重県伊勢市に至る国道で、三河湾沿いを通り、交通量が多く非常に重要な道路です。 隣接する区間では既に歩道が設置されていますが、事業区間については中抜けで歩道がありません。また、小学校の通学路に一部指定されていますが、交通量が多い中、小学生は路肩を通行しており、非常に危険な状態にあります。 このため、歩道を設置することで、危険通学路を解消し、歩行者の安全性を確保するものです。									
事業目標	【達成(主要)目標】 <交通安全対策の推進> ①歩行者の安全性の確保 ②危険通学路の解消 【副次目標】									
			事業採択時(H20)	再評価時(H26)	変動要因の分析					
	事業	美期間	平成 20 年度~ 平成 24 年度	平成 20 年度~ 平成 29 年度	用地取得難航による事業期間 の延伸					
	事業費	(億円)	9. 5	11. 2	_					
計画変更		工事費	1.6	1.6	変動なし					
の推移	経費 内訳	用補費	7. 4	9. 1	事業進捗に伴う経費の時点修 正					
		その他	0. 5	0. 5	変動なし					
	事	美内容	歩道設置工事 延長 408m、幅員 15m 歩道設置工事 変動なし 変動なし							

Ⅱ 評価

①事業の必要性の変化

②事業の進捗状況及び見込み

必要性 の変化

【事業採択時の状況】

- ・交通量 (H17 センサス) は 12,127 台/日と多く、大型車混入率も 22.4%と高くなっています。
- ・区間の一部が小学校の通学路に指定されているにもかかわらず、歩道が未整備であること から、通学児童を始めとした歩行者・自転車が非常に危険な状態です。
- ・死傷事故率 (H16~H19) は 67.5 件/億台キロ、死傷事故件数 (H16~H19) は 2.75 件/年となっています。
- ・自転車・歩行者の交通弱者が絡んだ死傷事故件数 (H16~H19) は1件です。

【再評価時の状況】

- ・交通量 (H22 センサス) は 9,957 台/日、大型車混入率は 20.2%と若干減少したものの交通 量、大型車混入率ともにほぼ横ばいとなっています。
- ・通学路としての利用状況は、事業採択時から大きな変動はありません。
- ・死傷事故率・死傷事故件数ともに増加しており、死傷事故率 (H20~H23) は 129.72 件/億台キロ、死傷事故件数 (H20~H23) は 5.00 件/年となっています。
- ・自転車・歩行者の交通弱者が絡んだ死傷事故件数 (H20~H23) も4件と増加しています。

【変動要因の分析】

死傷事故率・死傷事故件数がともに増加しており、事業の必要性が増大しています。

判定

Α

| A: 事業採択時に比べ必要性が増大している。

B: 事業採択時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C: 事業採択時に比べ必要性が著しく低下している。

【理由】

交通事故状況から事業の必要性が増大しているため。

1) 進捗状況

【事業計画及び実績】

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
	調査・設計	•								-	
工種 区分 ———— 事業費	用地補償		•								
	工事		•								
	計画	0. 2		7. 4			3.	3. 6			
(億円)	実績	0. 2	7.4								

【進捗率】

		全体進捗状況					
		計画 【①】	実績 【②】	進捗率 【②÷①】			
延	長 (km)	0. 408	0. 09	22. 1%			
事業	費(億円)	11. 20	7. 57	67. 6%			
	工事費	1. 60	0. 60	37. 5%			
	用地費	9. 10	6. 57	72. 2%			
	その他	0. 50	0. 40	80.0%			

【施工済みの内容】

一部、工事が施工済みですが、歩道の連続性が確保されていないため供用していません。

【事後評価に準ずるフォローアップ】

	2) 未着手	補償内容や代替地の選定などの用地交渉に時間を要したため、用地買収が長期化して
	又は長	います。
	期化の	
	理由	
	3) 今後の	【阻害要因】
	事業進	
	捗の見	対でないことから、一定期間を要すれば用地取得ができると考えています。
	込み	
	2237	【今後の見込み】
		用地取得については、面積ベースで約72%、補償費を含めた金額ベースでも約72%と進捗
		しています。今後も用地買収完了のため引き続き用地交渉を進め、平成27年度には用地取得
		完了、平成 29 年度の事業完了を目指します。
		A:事業は順調であり、計画通り確実な完成が見込まれる。
		B: 多少の阻害要因があるが、一定の期間等を要すれば、解決できる見通しが
		B あり、ほぼ計画通りの完成が見込まれる。
	判定	C: 阻害要因の解決が困難で、現時点では、事業進捗の目処がたたない。
		【理由】
		トーー 用地交渉に時間を要することが想定されますが、引き続き用地交渉を進めることにより、
		平成29年度の事業完了が見込まれるため。
	1) 貨幣価	【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】
	値化可	【貝帘
3	能な効	
畫	果(費	【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】
裏の	用対効	本事業は、局所的な交通安全施設整備事業であり、交通量推計条件に変化の考慮が困難な
勃	果分析	事業のため、算定不能とします。
③事業の効果の変化	未分析 結果)	【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】
化	の変化	
		【変動要因の分析】
		_

2) 貨幣価 値化困 難な効 果の変 化

- ・貨幣価値化困難な効果としては、「事故多発箇所での事故数削減」「交通弱者に対する安全 性向上」「自動車交通量の多い区間における歩行者の安全性の向上」があります。
- ・「貨幣価値化困難な効果 評価基準表」に基づき評価した評価値は事業採択時、再評価時ともに 0.67 となっています。

【事業採択時の状況】

			貨幣価値化可能な効果 評価基準表			
	達成目標 建設部方針)	評価 対象 の判断	評価項目	基礎点	得点	
	①交通安全 対策の推進		□ a) 事故多発箇所での事故数削減に寄与する	MAX3		
	対束の推進		事故危険箇所、緊急事故多発交差点、レッドゾーン区間(死傷事故率が500ℓ □ の区間)、あんしん歩行エリアなど、交通事故の危険性が非常に高い箇所を 交通安全対策事業に該当する		1	
				□ 死傷事故率が200~500件/億台キロの区間(イエローゾーン区間)など、交 高い区間における交通安全対策事業に該当する	通事故の危険性が 2	
			■ 死傷事故率が200億台キロ未満の区間における交通安全性の向上に資する	事業に該当する 1		
			□ b) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる	MAX3		
1 安心・安			■ 通学路の安全性向上に資する事業又は交通パリアフリー法における特定道 地区における事業に該当する	路または重点整備 3		
			□ 沿線又は周辺に学校、病院、福祉施設、その他公共・公益施設等が位置する 安全対策事業に該当する	る区間における交通 2	3	
全			□ その他交通弱者に対する交通安全性向上が期待できる事業に該当する	1		
			ロ c) 自動車交通量の多い区間における歩行者の安全性の向上が期待される	MAX3		
			日 計画交通量20,000台/日以上の3種道路、または計画交通量10,000台/日のの の新設・拡幅に該当する。	4種道路の歩道等 3	2	
			■ 計画交通量4,000~20,000台/日の3種道路、または計画交通量4,000~10,00 の歩道等の新設・拡幅に該当する。	00台/日の4種道路 2		
			□ 計画交通量4,000台/日未満で歩行者利用のある道路における歩道の新設・	拡幅に該当する。 1		
				9	6	
総合計			9	6		
評価値			0	.67		

【再評価時の状況】

				貨幣価値化可能な効果 評価基準表					
進以日標 (建設部方針)		評価 対象 の判断		評価項目	基礎点	得点			
	①交通安全 対策の推進		□a	a) 事故多発箇所での事故数削減に寄与する	MAX3				
	対象の推進		1	事故危険箇所、緊急事故多発交差点、レッドゾーン区間(死傷事故率が500件/億台キロ以上 □ の区間)、あんしん歩行エリアなど、交通事故の危険性が非常に高い箇所を含む区間における 交通安全対策事業に該当する	3	1			
				□ 死傷事故率が200~500件/億台キロの区間(イエローゾーン区間)など、交通事故の危険性が 高い区間における交通安全対策事業に該当する	2				
				■ 死傷事故率が200億台キロ未満の区間における交通安全性の向上に資する事業に該当する	1				
1 安心・安			_ <u>b</u>) 交通弱者に対する安全性向上が期待できる	MAX3				
				■ 通学路の安全性向上に資する事業又は交通パリアフリー法における特定道路または重点整備 地区における事業に該当する	3	3			
					□ 沿線又は周辺に学校、病院、福祉施設、その他公共・公益施設等が位置する区間における交通 安全対策事業に該当する	2	3		
安全				□ その他交通弱者に対する交通安全性向上が期待できる事業に該当する	1				
)自動車交通量の多い区間における歩行者の安全性の向上が期待される	MAX3	
				計画交通量20,000台/日以上の3種道路、または計画交通量10,000台/日の4種道路の歩道等の新設・拡幅に該当する。	3	2			
				■ 計画交通量4,000~20,000台/日の3種道路、または計画交通量4,000~10,000台/日の4種道路 の歩道等の新設・拡幅に該当する。	2				
				□ 計画交通量4,000台/日未満で歩行者利用のある道路における歩道の新設・拡幅に該当する。	1				
			合計		9	6			
総合計		9	6						
評	<u></u> 価値				0.0	67			

※道路・街路事業の事業評価マニュアル

(平成25年3月 愛知県建設部都市整備課・道路維持課・道路建設課)

		【変動要因の分析】						
		「事故多発箇所での事故数削減」						
		○事業採択時: 死傷事故率 (H16-19) 67.50 件/億台キロであり、得点は『1』 ○再評価時: 死傷事故率 (H20-23) 129.72 件/億台キロであり、得点は『1』 「交通弱者に対する安全性向上」						
		○事業採択時:付近の小学校の通学路であり、得点は『3』						
		○再 評 価 時:付近の小学校の通学路であり、得点は『3』						
		「自動車交通量の多い区間における歩行者の安全性の向上」						
		○事業採択時:4種2級の道路で計画交通量4,000~10,000台/日であり、得点は『2』						
		○再評価時:4種2級の道路で計画交通量4,000~10,000台/日であり、得点は『2』						
		A:事業採択時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。						
		B: 事業採択時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通し						
		がある。						
	\landside -	C: 事業採択時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通し						
	判定	が立たない。						
		【理由】						
		貨幣価値化困難な効果について、事業採択時、再評価時ともに評価値が基準の 0.6 を超え						
		ており、事業採択時と同様の事業効果が見込まれるため。						
Ш	対応方針(案							
	心小で 士	中止:上記①~③の評価で一つでもC判定があるもの。						
	継続	継続:上記以外のもの。						
IV	事後評価実施	- の有無と主な評価内容						
■×	対象(事業完 ⁻	了後 年目) □対象外						
[3	事業完了後5年	年を越えて実施する理由・対象外の理由】						
`-	_	TEREST CAMES OF THE STATE OF TH						
l r±	主な評価内容】							
		おける歩行者の通行に係る安全性の改善状況						
	○ 危険通学路の解消状況V 事業評価監視委員会の意見							
·	・ 子木田岡亜九女只五の心儿							
УЛ	VI 対応方針							
_VI								